

品確法基本方針 改正骨子案 説明資料

(公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針)

品質法基本方針とは：品質法^(※1)に基づき、政府が作成（H17閣議決定、R元最終変更）

- 公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本的方針を規定
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

（※1）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子案

「〇〇法第〇条関係」：改正後の関連条項番号

1. 品質法改正への対応

○担い手確保

＜処遇改善・価格転嫁＞（品質法第7条、第8条関係）

- ・**技能労働者の処遇改善**（能力に応じた処遇確保等）
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備（スライド条項の適切な運用等）

＜働き方改革・環境整備＞（品質法第7条、第27条、第30条、第31条等関係）

- ・**週休2日工事の推進**（工期・予定価格の適正設定等）
- ・施工時期の**平準化**に向けた関係部局連携の強化
- ・外国人などの**多様な人材の確保**に向けた環境整備
- ・国による**休日・労務費等の実態把握** ・**広報・啓発活動充実**

○地域建設業等の維持^(第7条、第8条、第21条関係)

- ・地域の実情を踏まえた**適切な入札参加条件・規模の設定等**
- ・災害対応力強化（保険加入促進・適正積算、復旧・復興JV活用等）

○生産性向上^(第3条、第7条、第28条、第29条関係)

- ・**ICT活用推進**（データ引継、CCUS活用等） ・**技術開発の推進**
- ・**発注関係事務におけるICT活用** ・**新技術活用**（VFM^{*}・脱炭素化等）

^{*}Value For Money：金額に対し最も価値の高い資材等を活用するという考え方

○公共工事等の発注体制強化^(品質法第7条、第22条、第23条関係)

- ・**発注関係事務の実態把握**、発注者に対する**助言・支援**
- ・**維持管理における広域連携の推進**

2. 建設業法等改正への対応

（建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、
入契法第13条、第15条、第16条、第17条関係）

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備^{【再掲】}（**誠実な契約変更協議**の実施等）
- ・**技能労働者の処遇改善**^{【再掲】} ・**ICT活用推進**^{【再掲】}（現場管理の効率化等）
- ・発注関係事務における**ICT活用**^{【再掲】}（ICT活用による**施工体制確認**等）

3. 昨今の課題への対応

- ・**時間外労働規制**に対応可能な**工期設定**^(※2)
 - ・工期設定における**猛暑日の考慮**^(※2)
 - ・多様な人材の確保に向けた環境整備^{【再掲】}（**快適トイレ**等）
- （※2）令和6年3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項

現行基本方針（令和元年10月18日閣議決定）

改正事項

第1. 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

第2. 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

- (1) 予定価格の適正な設定
- (2) 災害時の緊急対応の充実強化
- (3) ダンピング受注の防止
- (4) 計画的な発注、施工の時期の平準化
- (5) 適正な工期設定及び適切な設計変更

2 受注者等の責務に関する事項

3 技術的能力の審査の実施に関する事項

- (1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査
- (2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査
- (3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

4 多様な入札及び契約の方法

- (1) 競争参加者の技術提案を求める方式
- (2) 段階的選抜方式
- (3) 技術提案の改善
- (4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式
(技術提案・交渉方式)
- (5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格
- (6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備
(誠実な契約変更協議の実施・スライド条項の適切な運用等)
- ・週休2日工事の推進(工期・予定価格の適正設定等)
- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定
- ・工期設定における猛暑日の考慮
- ・災害対応力強化(適正積算、復旧・復興JV活用等)
- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等

- ・技能労働者の処遇改善(能力に応じた処遇確保等)
- ・災害対応力強化^{〔再掲〕}(保険加入促進等)
- ・ICT活用推進(現場管理の効率化・データ引継、CCUS活用等)
- ・新技術活用(VFM・脱炭素化等)

- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等^{〔再掲〕}

- ・災害対応力強化^{〔再掲〕}(復旧・復興JV活用等)

現行基本方針（令和元年10月18日閣議決定）

改正事項

第2. 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

- 5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項
- 6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項
- 7 発注関係事務の環境整備に関する事項
- 8 調査等の品質確保に関する事項
 - (1) 調査等における発注関係事務の適切な実施
 - (2) 調査等における受注者等の責務に関する事項
 - (3) 調査等における技術的な能力の審査の実施、調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法等
- 9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用
 - (1) 国・都道府県による支援
 - (2) 国・都道府県以外の者の活用
- 10 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施
- 11 施策の進め方

・発注関係事務におけるICT活用
(電子契約、書類電子化等・ICT活用による施工体制確認等)

・維持管理における広域連携の推進

・発注関係事務の実態把握、発注者に対する助言・支援

・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
・外国人などの多様な人材の確保に向けた環境整備
・国による休日・労務費等の実態把握 ・広報・啓発活動充実
・技術開発の推進
・多様な人材の確保に向けた環境整備(快適トイレ等)